官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項の一部を改正する件（こども家庭庁一三）　一
○児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件（同一四）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務六七）　三

〔その他告示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（総務二九八）
○保安林の指定をする件（農林水産一一二七～一一三一）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一一三二）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇二六、一〇二七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一〇二八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二九、一〇三〇）
○道路に関する件（東北地方整備局九四）
○道路に関する件（関東地方整備局一九九）
○道路に関する件（中部地方整備局六一）

〔国会事項〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　法務省　出入国在留管理庁

〔人事異動〕

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法　務
公証人任免（法務省）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○こども家庭庁告示第十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の三十六第一項の規定に基づき、児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項（令和六年こども家庭庁告示第六号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年八月五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項 児童福祉法第十八条の三十六第一項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保育士登録簿（児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定を改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（第十号において「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録簿。以下同じ。）又は地域限定保育士登録簿に記載されている氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。） 二　児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の三十六第一項の規定を改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、同条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下「保育士登録」という。）又は児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）の取消しの事由 ［三・四　略］	児童福祉法第十八条の二十の四第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項 児童福祉法第十八条の二十の四第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保育士登録簿（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録簿。以下同じ。）に記載されている氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。） 二　保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の登録の取消しの事由 ［三・四　同上］

五　保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿の登録番号	五　保育士登録簿の登録番号
六　保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿の登録年月日	六　保育士登録簿の登録年月日
七　保育士登録又は地域限定保育士登録をした都道府県名	七　保育士の登録都道府県名
八　保育士登録又は地域限定保育士登録の取消年月日	八　保育士の登録の取消年月日
九　保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿又は地域限定保育士登録簿に記載されている氏名と異なる場合にあっては、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消した際の氏名（振り仮名が確認できる場合には、片仮名で振り仮名を付するものとする。）	九　登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿に記載されている氏名と異なる場合にあっては、登録を取り消した際の氏名（振り仮名が確認できる場合には、片仮名で振り仮名を付するものとする。）
十　保育士登録証（児童福祉法第十八条の三十六第一項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、準用旧児童福祉法第十八条の十八第三項の国家戦略特別区域限定保育士登録証）又は地域限定保育士登録証に記載されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）	十　保育士登録証（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録証）に記載されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○こども家庭庁告示第十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和六年こども家庭庁告示第五号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和八年八月五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。 ［一～十　略］ 十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であって、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの ［十二・十三　略］	児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。 ［一～十　同上］ 十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）であって、当該施設に入所し、又は当該サービスを受ける者の半数以上が十八歳未満であるもの ［十二・十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第六十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月五日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十八　略］ **［別表第一～別表第十一　略］** **別表第十二** 一　次のいずれかに該当すること。 イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。 (1)　アルペンスキー・レベルⅠ (2)　アルペンスキー・レベルⅡ (3)　アルペンスキー・レベルⅢ (4)　アルペンスキー・レベルⅣ ［ロ　略］ ［二・三　略］ **［別表第十三～別表第十七　略］** 備考　表中の［　］の記載は注記である。	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十八　同上］ **［別表第一～別表第十一　同上］** **別表第十二** 一　次のいずれかに該当すること。 イ　公益社団法人日本プロスキー教師協会（ＳＩＡ）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。 (1)　アルペンスキー・ステージⅠ (2)　アルペンスキー・ステージⅡ (3)　アルペンスキー・ステージⅢ (4)　アルペンスキー・ステージⅣ ［ロ　同上］ ［二・三　同上］ **［別表第十三～別表第十七　同上］**

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、京都地方税機構の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月五日

総務大臣　林　芳正

一　許可年月日　令和八年七月二十三日
二　施行年月日　令和八年七月二十三日
三　主な変更内容
第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字梨子木三八八の一、三八八の四、三九〇の二、四一九、四二一、四三〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字梨子木三八八の一・三八八の四・三九〇の二・四一九・四二一・四三〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷久保九七〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡東吉野村大字麥谷五四〇の三、五四〇の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字麥谷五四〇の九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び東吉野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四五二の一、五四五二の三、五四五八の二、五四五八の三、五四六七の一、五四六七の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字小野々原三一四三の九、三一四三の二二、三一四五、字上古園二五五八の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31816号 令和8年8月5日	Oryza sativa L.	シャインパール	35	福井県 福井県福井市大手3丁目17番1号	令和4年8月4日
第31817号 令和8年8月5日	〃	恵つくし（めぐみ）	〃	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	令和4年8月16日

第31818号 令和８年８月５日	Solanum tuberosum L.	ときすばる	〃	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	令和４年９月29日
第31819号 令和８年８月５日	Tulipa L.	春（はる）のあかり	〃	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	令和５年10月５日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31816号 令和８年８月５日	Oryza sativa L.	シャインパール	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31818号 令和８年８月５日	Solanum tuberosum L.	ときすばる	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	〃	〃
第31819号 令和８年８月５日	Tulipa L.	春（はる）のあかり	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	〃	〃

３　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31816号 令和８年８月５日	Oryza sativa L.	シャインパール	福井県 福井県福井市大手３丁目17番１号	福井県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31817号 令和８年８月５日	〃	恵（めぐみ）つくし	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	福岡県	〃

○国土交通省告示第千二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
つくばみらい市加藤六九八番一から同市古川一二二四番一まで	後	最大 二一メートル 最小 四五メートル	三八七メートル
	前	最大 二一メートル 最小 四三メートル	

○国土交通省告示第千二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国横断自動車道広島浜田線

道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
浜田市旭町本郷一四九三番二	後	最大 一一メートル 最小 三〇メートル	一七三メートル
	前	最大 一一メートル 最小 九九メートル	

○国土交通省告示第千二十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4248号	小型船舶用火せん	ＳＲ－３	国際化工株式会社	外筒及びキャップの仕様追加

○国土交通省告示第千二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西脇沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県周智郡森町森の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°50′15.9539″	137°55′10.3279″
2	34°50′17.2314″	137°55′09.7452″
3	34°50′18.6174″	137°55′09.8491″
4	34°50′19.5472″	137°55′10.5707″
5	34°50′19.7696″	137°55′11.1927″
6	34°50′19.1802″	137°55′12.3868″
7	34°50′18.7890″	137°55′12.3920″
8	34°50′17.8040″	137°55′12.0795″
9	34°50′17.3327″	137°55′11.1562″
10	34°50′17.4713″	137°55′10.6940″
11	34°50′16.8888″	137°55′10.4971″
12	34°50′16.2011″	137°55′10.4658″
13	34°50′15.9899″	137°55′10.7506″

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

韮山古川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県伊豆の国市中の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百四十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°02′28.3683″	138°58′32.1631″
2	35°02′28.6817″	138°58′32.1493″
3	35°02′28.8880″	138°58′32.5232″
4	35°02′28.7496″	138°58′32.9697″
5	35°02′26.6242″	138°58′34.8059″
6	35°02′26.4613″	138°58′34.8151″
7	35°02′26.2778″	138°58′34.5259″
8	35°02′26.3178″	138°58′34.3102″

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森県上北郡七戸町字後平無番から同郡東北町字湯田平一一二番一まで	前	一二・九〇～一六・〇〇（メートル）	三七・一〇～一二〇・二〇（メートル）	七・二三四（キロメートル）
	後	一二・九〇～一六・〇〇	三七・一〇～一二〇・二〇	七・二三四
	Ａ	一二・九〇～一六・〇〇	三七・一〇～一二〇・二〇	七・六一八
	Ｂ	一二・九〇～一六・〇〇	三七・一〇～一二〇・二〇	七・六一八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県埴科郡坂城町大字上五明字久保田五九八番一地先から同町大字上五明字久保田六三一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月五日

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市御所貝津町奥沼八番一から同市御所貝津町尺丈一番三九まで	前	二〇・八四～三三・八九（メートル）	〇・〇〇六（キロメートル）
	後	二〇・八四～三五・六六	〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

国会事項

衆議院

辞令

（委員部副部長委員部総務課長事務取扱）同　辻岡　美夏

（国際部長）衆議院参事　吉田早樹人

記録部長を命ずる

（議事部副部長秘書課長事務取扱）同　日高　孝一

国際部長を命ずる

（文部科学委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　津田樹見宗

内閣委員会専門員を命ずる

内閣調査室長に充てる

議事部長を命ずる

（内閣委員会専門員）同　田中　仁
文部科学委員会専門員を命ずる
文部科学調査室長に充てる
衆議院常任委員会専門員に任命する
厚生労働委員会専門員を命ずる
厚生労働調査室長に充てる
（国土交通調査室首席調査員）
衆議院調査局調査員　須澤　卓士
衆議院常任委員会専門員に任命する
国土交通委員会専門員を命ずる
国土交通調査室長に充てる
（庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱）衆議院参事　元尾　竜一
議事部副部長を命ずる
秘書課長事務取扱を命ずる
（秘書課）同　吉野　貴浩
秘書課総務主幹を命ずる
（議事部副部長議事部議事課長事務取扱）同　近藤　弘康
議事部議事課長事務取扱を免ずる
（委員部副部長委員部議院運営課長事務取扱）同　吉田　一路
議事部副部長を命ずる
議事部議事課長事務取扱を命ずる
（議事部請願課長）同　杉本　守
議事部議案課長を命ずる
（秘書課秘書主幹）同　玉城　雅邦
議事部請願課長を命ずる
（庶務部文書課総務主幹）同　蓑輪　綾
議事部資料課長を命ずる
（委員部第一課長）同　野一色裕二
委員部副部長を命ずる
委員部第一課長事務取扱を命ずる
（情報監視審査会事務局総務課長）同　饗庭　建司
委員部副部長を命ずる
情報監視審査会事務局総務課長事務取扱を命ずる
（委員部第二課長兼委員部第三課長）同　本多　基宏
委員部総務課長を命ずる
委員部第三課長兼務を免ずる
（庶務部人事課）同　田代　一夫
委員部総務課総務主幹を命ずる
（委員部第六課長兼委員部第七課長）同　中川　浩史
委員部議院運営課長を命ずる
委員部第七課長兼務を免ずる

（委員部第四課長兼委員部第五課長）同　佐々木伸之
委員部第二課長を命ずる
委員部第三課長兼務を免ずる
委員部第五課長兼務を命ずる
（委員部第七課調整主幹）同　中村　稔
委員部第三課調整主幹を命ずる
（委員部第一課調整主幹）同　田中　翔太
委員部第四課長を命ずる
委員部第五課長兼務を命ずる
（委員部第三課調整主幹）同　成瀬　克実
委員部第六課長を命ずる
委員部第七課長兼務を命ずる
（委員部総務課総務主幹）同　北村　英隆
委員部第七課調整主幹を命ずる
（記録部総務主幹を命ずる
（記録部第三課長）同　中村有起子
記録部第二課長を命ずる
（記録部第四課長）同　増田　順子
記録部第三課長を命ずる
（記録部総務主幹）同　飯塚　博
記録部第四課長を命ずる
（警務部警備主幹兼警務部防災課防災主幹）同　菊地　猛
警務部防災課防災主幹兼務を免ずる
（警務部警備課）同　木本佐知子
警務部防災課防災主幹を命ずる
衆議院参事に任命する
庶務部副部長を命ずる
（庶務部副部長兼庶務部情報管理監庶務部広報課長事務取扱）　秋山　幸司
衆議院参事
庶務部広報課長事務取扱を免ずる
（憲法審査会事務局次長）同　近藤　英之
庶務部副部長を命ずる
庶務部会計課長事務取扱を命ずる
（議事部議案課長）同　内藤　義人
庶務部副部長を命ずる
憲法審査会事務局総務課長事務取扱を命ずる
（調査局調査情報課長）衆議院調査局調査員　本部　実香
衆議院参事に任命する
庶務部副部長を命ずる
兼ねて衆議院調査局調査員に任命する
調査局調査情報課長を命ずる

（庶務部議員課調査研究広報滞在費使途公開室兼議事部資料課）衆議院参事　三角　啓介
庶務部議員課調査研究広報滞在費使途公開室長を命ずる
（庶務部議員課調査研究広報滞在費使途公開室長）同　宮澤　武範
庶務部文書課総務主幹を命ずる
（庶務部人事課企画室長）同　荒金麻夕美
庶務部広報課長を命ずる
（議事部議事課法規主幹）同　岡山　恵梨
庶務部人事課企画室長を命ずる
（庶務部営繕課契約監理主幹兼庶務部電気施設課契約監理主幹）同　曽根　猛
庶務部営繕課長を命ずる
庶務部電気施設課契約監理主幹兼務を免ずる
衆議院参事に任命する
庶務部営繕課契約監理主幹を命ずる
（裁判官訴追委員会事務局総務・事案課総務・事案主幹）　伊藤　隆
裁判官訴追委員会参事
衆議院参事に任命する
庶務部電気施設課契約監理主幹を命ずる
（国際部国際会議課国際会議課長事務取扱）　藤田　博光
国際部国際会議課長事務取扱を免ずる
（厚生労働調査室）衆議院調査局調査員　毛木　克典
衆議院参事に任命する
国際部涉外課涉外主幹を命ずる
（国際部国際会議課国際会議主幹）衆議院参事　二見　輝
国際部国際会議課長を命ずる
（庶務部副部長憲法審査会事務局総務課長事務取扱）同　髙森　雅樹
憲法審査会事務局次長を命ずる
（調査局調査情報課）衆議院調査局調査員　小川　敦之
調査局調査情報課調査情報主幹を命ずる
（総務調査室首席調査員兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長）同　相原　克哉
内閣調査室首席調査員を命ずる
（内閣調査室首席調査員兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室首席調査員）同　正木　寛也
総務調査室首席調査員を命ずる

（総務調査室兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室）同　岩間　崇
総務調査室次席調査員を命ずる
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室次席調査員兼務を命ずる
（外務調査室）同　宮辺　秀峯
外務調査室次席調査員を命ずる
（外務調査室首席調査員）同　田中　勇毅
文部科学調査室首席調査員を命ずる
（厚生労働調査室次席調査員）　田島　淳
同
厚生労働調査室首席調査員を命ずる
（予算調査室首席調査員）同　竹田　優司
国土交通調査室首席調査員を命ずる
（国家基本政策調査室次席調査員兼北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室次席調査員）同　今井　芳子
国家基本政策調査室首席調査員を命ずる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（総務調査室次席調査員兼地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室次席調査員）同　山口　雅之
予算調査室首席調査員を命ずる
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室次席調査員兼務を免ずる
（決算行政監視調査室首席調査員）同　草野　知洋
第二特別調査室首席調査員を命ずる
（第三特別調査室首席調査員兼東日本大震災復興及び原子力問題調査室）同　小林　和彦
第三特別調査室長を命ずる
東日本大震災復興及び原子力問題調査室長兼務を命ずる
（文部科学調査室首席調査員）　奈良　誠悦
同
第三特別調査室首席調査員を命ずる
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（議事部資料課長）衆議院参事　髙野　順二
裁判官訴追委員会事務局へ出向を命ずる（以上八月一日）

衆議院法制局

辞令

（第一部副部長第一部第一課長事務取扱）衆議院法制局参事　吉田　尚弘

第四部長を命ずる

第四部第一課長事務取扱を命ずる

（第二部副部長第二部第一課長事務取扱）同　仁田山義明

法制企画調整部企画調整監を命ずる

第二部第一課長事務取扱を命ずる

（第四部第一課長）同　中谷　幸司

第一部第一課長を命ずる

（第二部第二課調整主幹）同　瀬川　謙一

第二部第一課長を命ずる

（第三部第一課調整主幹）同　梅本　章太

第三部第一課長を命ずる

（第二部長第二部第二課長事務取扱）同　白藤　知木

第二部第二課長事務取扱を免ずる

（第三部長第三部第一課長事務取扱）同　中川　博史

第三部第一課長事務取扱を免ずる（以上八月一日）

裁判官訴追委員会

辞令

（総務・事案主幹）裁判官訴追委員会参事　伊藤　隆

衆議院事務局へ出向を命ずる

衆議院参事　髙野　順二

裁判官訴追委員会参事に任命する

総務・事案課長を命ずる（以上八月一日）

人事異動

内閣

特命全権大使　岡田　隆

同　山野内勘二

願に依り本官を免ずる（各通）

山下　英二

財務大臣秘書官に任命する

財務大臣秘書官　山崎　規恵

願に依り本官を免ずる

国務大臣秘書官に任命する

佐々木啓介

木原国務大臣附を命ずる（以上七月三十一日）

（東京地方検察庁検事）検事　畑　佳秀

（同）同　末廣　祐輔

（同）同　初谷　湧紀

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

筈井　卓矢

飯沼　徹　大沼　剛

鈴木　正義　髙木　貞和

杤山　元洋　早川　太

堀江　健　御厨　大

安達　正広　荒木　健二

福元　正志　松本　勝也

坂口　亨　寺元　正**直**

持田　東子　有井　広光

渡辺　啓　岩切　一恭

後藤　巖　福盛　隆夫

花守　英二　髙橋　慎也

渡邉　健彦　堤　秀喜

本間身和子　伊藤　政和

太田　雅夫　田野　総一

瀬尾　豊治　橋本　健

山本　文教　久川三紀夫

谷政　葉子　二見　勇二

吉田　進　**藤**田　敏之

市川　幸司　富田　孝明

竹本　義昭　藤田　雄二

綿森　明男　高藤　昭**彦**

山田　克洋　日髙　宏

片倉　毅　阿部　政志

簡易裁判所判事に任命する（各通）

岡田　守晃

寺澤　英記　福田　年和

山中　雅人　宇畑　美咲

金地　啓之　南出　良仁

大**脇**　健司　小路　兼司

向吉　修　長坂　寿人

長谷場　暁　白神　純一

菅野　清邦　橋本　吾郎

永田　浩昭　松山　智治

三瀬　英祐　牧野　光志

岡平　耕治　松野　勝徳

濱田　孝　佐藤　裕義

狩原　元

（東京地方検察庁検事）検事　戸取　謙治

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上八月二日）

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を命ずる

同　林　芳正

デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

（東京地方検察庁検事）検事　浅川　啓

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上八月三日）

（財務省大臣官房政策立案総括審議官）財務事務官　湯下　敦史

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（財務省大臣官房審議官（理財局担当））同　渡辺　公徳

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

（厚生労働省参事官（総合政策統括担当））厚生労働事務官　梶野　友樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

（財務省大臣官房参事官（副財務官、関税局・国際局担当））

同　西方　建一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（財務省大臣官房審議官（大臣官房担当））財務事務官　菅野　裕人

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）内閣事務官　関口　祐司

国家安全保障局の併任を解除する

財務省に出向させる

（財務省大臣官房公文書監理官）財務事務官　坂本　成範

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　玉田　耕大

（同）同　野中　祥子

（環境省大臣官房付）環境事務官　清水　延彦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（各通）

（総務省大臣官房付）総務事務官　吉村　顕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長）厚生労働事務官　鶴田　真也

（厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長）同　乗越　徹哉

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））に転任させる（各通）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　飯島　亜希

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（内閣府参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））同　吉本　崇史

（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長）内閣府技官　田中　桜

（厚生労働省参事官（総合政策統括担当））厚生労働事務官　笹子宗一郎

（厚生労働省大臣官房付）同　鈴井　秀彦

（同）同　佐野　耕作

（環境省地球環境局総務課長）環境事務官　内藤　冬美

（環境省大臣官房付）環境技官　藤井好太郎

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　吉田　篤史

（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長）文部科学事務官　北野　允

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　黒田　俊久

（同）経済産業事務官　若月　一泰

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　大久保　敦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長）内閣府技官　山本　要
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　岸本堅太郎
（同）同　坂井　元興
（厚生労働省参事官）同　今野憲太郎
（文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課長）文部科学事務官　国分　政秀
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　杉本　敬次
（環境省大臣官房総合政策課長）環境事務官　井上　和也
（環境省地球環境局総務課長）同　松田　尚之
（環境省大臣官房付）環境技官　曽宮　和夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　清野　晃平
原子力規制委員会に出向させる
（同）同　草野　哲也
（同）同　湯本　淳
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁）同　井口　豪
（同）同　森田　博通
厚生労働省に出向させる（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　矢作　将人
警察庁に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上八月一日）
（外務省アジア大洋州局南部アジア部長）外務事務官　岡野結城子
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房審議官（防災担当））内閣府事務官　河合　宏一
（外務省アジア大洋州局南部アジア部長）外務事務官　宮本　新吾
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　上坊　勝則
総務省に出向させる
（財務省大臣官房付）財務事務官　谷口　逸生
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる
（内閣府日本学術会議事務局企画課長）内閣府事務官　水本　圭祐
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（外務省大臣官房）外務事務官　滝澤　庸子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する
内閣官房副長官補付に併任する
（同）同　津田　陽子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　木原　健介
内閣情報調査室の併任を解除する
内閣総務官室の併任を解除する
警察庁に出向させる
（財務省主計局総務課長）財務事務官　河本　光博
（総務省行政評価局政策評価課長）総務事務官　黒田　忠司
（総務省大臣官房付）同　藤井　信英
（同）同　岡本　成男
（外務省大臣官房）外務事務官　富山未来仁
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（同）同　三角　崇人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　篠田　和哉
内閣総務官室の併任を解除する
財務省に出向させる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　白水　伸英
総務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　上村　秀紀
内閣府に出向させる（以上八月三日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　岡本　成男
郵政民営化委員会事務局次長の併任を解除する（八月三日）

法務省

安藤　貴世
難民審査参与員に任命する（八月一日）

出入国在留管理庁

（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）法務事務官　中嶋　章浩
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　鷹合　一真
法務事務官（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）に転任させる（以上八月一日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年八月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十六号
(三) 占用を制限する区域　春日部市増戸字天神原二二七番三から同市増戸字天神原三三八番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年八月六日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人都甲雅俊は願により公証人を免ぜられた。
吉川浩平は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人都甲雅俊の後任を命ぜられた。（以上七月二十六日）
仙台法務局所属公証人潮見直之は願により公証人を免ぜられた。
加藤亮は公証人に任命され、仙台法務局所属公証人潮見直之の後任を命ぜられた。（以上七月二十七日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和八年七月二十一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。
令和八年八月五日　国土交通大臣　金子　恭之

一　成果の名称　令和七年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　滋賀県草津市、埼玉県日高市のそれぞれ一部

公告

諸事項

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

京都府福知山市篠尾新町四丁目１番地の１
清算株式会社　株式会社アイトシステム
代表清算人　船岡　亮太

１　決定年月日　令和８年７月１７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所福知山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号

長野市アークス１０番１０号
清算株式会社　株式会社林部本店
代表清算人　　櫻　井　伸　浩

１　決定年月日　令和８年７月２１日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理

（１）本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

（２）割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切捨てる。

第２　担保権付債権並びに一般債権及び劣後債権

１　定義

一般債権

一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

２　弁済及び免除

（１）弁済原資

清算株式会社の保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。

（２）弁済

清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資より、清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

書面による計算報告

（３）免除

一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

（４）新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア　本項第⑵の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を清算株式会社の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。

第３　関係者債権

１　定義

関係者債権とは、協定債権のうち、林部悦子及び櫻井伸浩が有するものをいう。

２　関係者債権についての免除

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

以　上

長野地方裁判所民事部

再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

奈良市秋篠早月町一〇番一八号五〇二

（甲）合同会社ＶＥＲＧ

代表社員　位田　陵亮

奈良市秋篠早月町一〇番一八号五〇二

（乙）合同会社テンタイムズ

代表社員　位田　陵亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は本公告掲載日までに行っております。

また、この合併に伴い甲はその商号を「佐賀ガス株式会社」に変更し、併せて株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更を行うことにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二五六頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二三二頁（号外第一四三号）

令和八年八月五日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野五七四番地

（甲）三愛オブリガス三神株式会社

代表取締役　五十嵐久直

佐賀県佐賀市兵庫町大字西渕一九九六番地

（乙）佐賀ガス株式会社

代表取締役　志村　一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙、丙、丁、戊、己、庚は甲のホッペ事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　六十二頁（号外第八十二号）

（乙、丙、丁、戊、己、庚）

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月五日

東京都港区赤坂九丁目七―一―一八Ｆ

（甲）株式会社新成堂ホールディングス

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（乙）株式会社ホッペオンライン薬局システム

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（丙）ホッペ株式会社

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（丁）ホッペオンライン診療・服薬指導株式会社

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（戊）ホッペお薬売買サイト株式会社

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（己）ホッペ認定薬剤師研修株式会社

代表取締役　新関　一成

東京都港区赤坂九―一―七―六五八

（庚）ホッペＥＣサイト株式会社

代表取締役　新関　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社北笑とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

札幌市白石区菊水元町八条二丁目一〇番六号

北笑架設合同会社

代表社員　北谷　拓真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

栃木県佐野市葛生西二丁目二番三〇号

合同会社柳澤新聞店

代表社員　柳澤　昌志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

東京都江戸川区一之江三丁目一三番三号

合同会社インサイト

代表社員　押保　昌也

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月五日

東京都文京区千石三丁目三五番四号ヴィンテージファースト千石一〇二

ザサード合同会社

代表社員　佐藤　哲寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

東京都千代田区四番町二番地一クレール東郷坂一Ｆ

九段パートナーズ合同会社

代表社員　島崎　博志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

東京都渋谷区上原一丁目三番九号

合同会社ｗｉｔｈｌｙ

代表社員　金田　謙太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

長野県北安曇郡白馬村大字北城一二一四七番地

ふう合同会社

代表社員　太田　悟

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

令和八年八月五日

滋賀県東近江市市辺町二三四〇番地

農事組合法人滋賀第五営農組合

理事　中井　宗昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル二九階一一一一号室

合同会社ＨＩＢＩＫＩ　Ｌａｂ

代表社員　笹子　忠義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ベルグとし、効力発生日は令和八年十月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

奈良市秋篠早月町一〇番一八号五〇二

合同会社ＶＥＲＧ

代表社員　位田　陵亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｎｕｔｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁八六番地一（ＲＧ宇多津駅前南一四〇一）

合同会社Ｎｕｔｓ

代表社員　合田　愛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百八十万五百円、資本準備金の額を八千三十七万四千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://shabell.co.jp/financial-results

令和八年八月五日

東京都渋谷区神宮前六丁目一八番五号

株式会社ｓｈａｂｅｌｌ

代表取締役　守岡　一平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月五日

北海道函館市亀田中野町二一九番地一四

株式会社西武建設運輸

代表取締役　岸　寛樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止するとともに、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、令和八年九月十日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月五日

名古屋市中村区名駅五丁目二三番一二号

モリオカ株式会社

代表取締役　髙野　明弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるスブラマニアナタラジャンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月五日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号ワカ末ビル七階

ＶＡＫＥＮ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＩＥＳ　ＰＲＩＶＡＴＥ　ＬＩＭＩＴＥＤ

日本における代表者

スブラマニアナタラジャン

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年九月三十日付官報（号外第二一九号）一三五頁に掲載されています。

令和八年八月五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ポセイドン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年七月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

鳥取県米子市石州府字大塚ノ弐六五〇番

シャープ米子株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　西　高史

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和八年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月五日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号野村不動産大阪ビル八階

ＡＣＳ株式会社

確定給付企業年金清算人　宮川　三生

訂正公告

令和八年七月十三日（号外第一五六号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「（290,826）」とあるは「（112,571）」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月五日

沖縄県那覇市上之屋一丁目一八番三六号

株式会社セキュアイノベーション

代表取締役社長　栗田　智明

訂正公告

令和八年七月三十一日（号外第一七三号）掲載の（甲）有限会社卓美容室と（乙）卓アカデミー合同会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の「代表社員　今村　卓見」とあるは「代表社員　今村　卓兒」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月五日

扱　店

取消公告

令和八年六月二十五日（号外第一四〇号）掲載の第三期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年八月五日

岡山県岡山市北区下石井二丁目一〇番一二号

株式会社両備ファイナンス

代表取締役　松田　敏之

正　誤

令和八年七月八日（号外第百五十三号）財務省告示第百八十五号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一八ページ改正後欄品名欄中六行目の「令和８年政令第　号」は「令和８年政令第224号」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
一九	下	二〇（終りから五）	Co., LTD.	CO., LTD.
〃	上	六（二）	Co., LTD.	CO., LTD.

（印刷誤り）